

# 静岡地方最低賃金審議会

## 第 390 回静岡地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 6 年 3 月 18 日 ( 月 ) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 2 時 38 分

2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室

3 出席者

【委 員】公益代表委員 岡谷委員、丹羽委員、畑委員、柳川委員  
労働者代表委員 内山委員、坂部委員、平野委員、福田委員、丸山委員  
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、田中委員、藤田委員、松岡委員  
【事務局】静岡労働局 笹労働局長、稲毛労働基準部長、横山賃金室長、  
太田賃金指導官

4 議 事

- (1) 静岡県特定最低賃金改正の申出に係る意向表明について
- (2) その他

5 配付資料

資料番号 1 静岡地方最低賃金審議会第 55 期委員名簿  
資料番号 2 令和 5 年度静岡県特定最低賃金改定状況  
資料番号 3 令和 5 年度特定最低賃金の決定状況  
資料番号 4 静岡県特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明  
資料番号 5 「静岡県の最低賃金」改正審議日程 ( 令和 5 年度実績 )  
資料番号 6 令和 5 年度における地方最低賃金審議会の公開状況

6 議事内容

### 事務局 ( 太田賃金指導官 )

ただいまより、第 390 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議会は公開となっており、5 名の方が傍聴されています。傍聴人の方は、審議の妨げにならないよう御協力をよろしく申し上げます。

本日の委員の出席状況を御報告いたします。本日は公益の本庄委員が欠席されております。

すが、その他の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく委員の3分の2以上、又は、公益・労働者・使用者それぞれの代表委員の各3分の1以上の出席の定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

本日の資料について御説明いたします。お手元の資料一覧を御確認ください。資料ナンバー1、静岡地方最低賃金審議会第55期委員名簿。

資料ナンバー2、静岡県特定最低賃金改定状況、こちらは今年度改定された静岡県特定最低賃金についてまとめたもので、3つの特定最低賃金がそれぞれ33円プラスの改定となり、令和5年12月21日より発効となっております。

続いて資料ナンバー3、令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況、こちらは全国の特定最低賃金についてとなっております。金額に米印がついているものは地賃に埋没しているものとなっております。

次に資料ナンバー4、静岡県特定最低賃金の改正の申し出に係る意向表明、こちらは本日の議題に係るものとなっておりますので、後ほど説明させていただきます。

資料ナンバー5、「静岡県の最低賃金」改正審議日程、こちらは本日を含めた今年度の本審・専門部会の日程でございますが、こちらも後ほど説明いたします。

最後、資料ナンバー6、令和5年度における地方最低賃金審議会の公開状況、こちらものちほど御説明させていただきます。

資料説明は以上となります。

ここで、委員の変更があったことについてお知らせいたします。資料ナンバー1、「静岡地方最低賃金審議会第55期委員名簿」を御覧ください。労働者代表委員のうち浅山委員及び松浦委員が辞任されたことから、推薦公示を行ったうえで、新たに2名の委員が任命されております。新しい委員について御紹介申し上げます。2名の委員におかれましては、恐れ入りますが、紹介後、一言御挨拶いただければと思いますので、よろしく願いいたします。まず、ヤマハ労働組合連合会会長の平野雅紀委員です。

#### **労働者代表委員（平野委員）**

平野と申します。出身単組はヤマハ発動機労働組合です。昨年9月の特賃から委員として参加させていただきました。地賃については今回が初めてとなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### **事務局（太田賃金指導官）**

続きまして、マックスバリュ東海MYユニオン中央執行書記長の福田雅之委員です。

#### **労働者代表委員（福田委員）**

マックスバリュ東海MYユニオンで中央執行書記長を仰せつかっております福田と申します。よろしく願いいたします。

### **事務局（太田賃金指導官）**

両委員、ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行は会長にお願いいたします。

### **公益代表委員（畑会長）**

皆様、こんにちは。議長を務めます畑でございます。皆様の御協力をいただきながら議事を進めて参りたいと存じますので、本日も何卒宜しくお願い致します。

それでは、議事に参りたいと思います。

議事 1 は、静岡県特定最低賃金改正の申出に係る意向表明についてです。

令和 6 年度の静岡県特定最低賃金について、労働者側団体から静岡労働局長あてに、改正の申出に係る意向表明がなされておりますので、事務局は報告してください。

### **事務局（太田賃金指導官）**

それでは御説明申し上げます。

特定最低賃金改正の意向表明につきましては、その申し出があった場合、事務局において該当する産業に関する賃金について調査を行う必要がございます。年間の審議スケジュール上、その準備に時間を要することから、年度末を目途に翌年度における改正申出の意向の有無を労使から確認することといたしており、意向表明があったものについては、審議会に報告することとしております。

資料ナンバー 4 を御覧ください。令和 6 年 2 月 27 日付で

鉄鋼、非鉄金属製造業

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

の 3 業種に関連する労働組合の連絡会から、それぞれの特定最低賃金の改正申出について意向表明がありました。資料ナンバー 4 の 2 ページから 4 ページにかけて各団体からの意向表明の写しをつけておりますので御確認ください。申請ケースについてですが、1 件が公正競争ケース、2 件が労働協約ケースとなっております。

改めて御説明いたしますと、労働協約ケースとは、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に行われるもの、また、公正競争ケースとは、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金の改正が必要と認められる場合に行われるもののことです。労働協約ケースと公正競争ケースはそれぞれ要件が定められており、労働協約ケースの場合は、同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上の者が賃金の最低限に関する労働協約の適用を受ける場合に、協約当事者である労働者または、使用者の全部の合意により行われるものです。一方、公正競争ケースの場合は、公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金の改正が必要であることを理由とする申出であって、その最低賃金の適用を受ける労働者または使用者の全部または一部を代表

するものによって行なわれるものです。公正競争ケースの場合の申出の中には、最低賃金の適用を受ける労働者または使用者の概ね3分の1以上の者の合意による申出も含まれます。労働協約及び公正競争とも、労働者数については、適用労働者数を基本に確認をしていくこととなりますが、適用労働者については、総労働者数から特定最低賃金の適用がない除外労働者数を差し引いた人数を適用労働者数としており、事務局としては、この適用労働者数に対して、概ね3分の1以上、つまり申出の要件が満たされているか確認することとしております。

以上でございます。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問などございますでしょうか。

よろしいですね。

それでは次に移ります。労働者側委員から、意向表明の内容について御説明をお願いしたいと思います。

#### **労働者側代表委員（平野委員）**

労働者側として、今年2月27日に特定最低賃金の金額改正に向けて3業種の意向表明を行いました。御存知のとおり、今年の春闘は大手ですが、回答指定日を終え。これから中堅、中小と賃上げに向け盛り上がっていくところです。大手だけが賃上げをしても日本の経済の好循環は回らないと思っています。やはり中小、また労働組合のない企業で働いている方も賃上げをしていかないと、日本経済の好循環は回らないと思います。そのためには、やはり最賃が上がっていかないと日本経済の好循環は回らないと思っています。人への投資を加速して産業の優位性を維持する意味でも、人材確保と定着のためにも、特定最賃の議論を深めて参りたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

ただいま労働者側から改正についての意向表明の説明がありましたが、使用者側から改正、廃止等の意向や、ただいまの労働者側の意向表明に対する御意見などございますでしょうか。

#### **使用者側代表委員（鈴木委員）**

第55期の委員として早いもので1年たちました。我々使用者側は、各団体を代表する充実したスタッフで今年も頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

今、平野委員からお話がありましたように、春闘を見ましても大手が5.28%。中堅く

らいが4.4%、予想以上、かなりのアップ率となっています。経営者側が主導的に、労働者側の意見を加味して、できるだけスピーディーに対応したものと承知しています。

賃金と物価の好循環、継続性を言われています。しかし、ここ2、3年を見てもかなり急上昇の賃金カーブ、賃上げ率となっています。特にこれから問題になってきます地賃につきましては、昨年は40円アップとなりました。今年の春闘のような背景がある中で、今年40円以下ということは想像しにくい状況かと思えます。どこまでいくのか、政府の見解では、1500円という言葉が出ており、仮定の話で申し訳ないが、万が一、今年の地賃が40円以上の金額で官製の目安として出てきた場合には、3つの特賃は、瞬時に、地賃を、一旦、下回ってしまうわけです。その後の議論を進めて、どれくらいの金額とするかとなり、抜かれて、抜いてという状況になります。昨年も一部の特賃はそうでしたが、今年は3つともそのような状況となることが予想されます。あくまでも仮定の話ですけども。そうした場合、追随性について考えなければと思っています。産別関係ない一般の労働者の最低基準のラインとなる地賃に対する追随性ということになると、特賃は当然それを上回っていく必要があるからです。

この場で議論の必要性があるのかないのか言及するのは難しく、今後の春闘結果を受けた地賃の動向とかをしっかりと見つけながら特賃について議論を進めたいと考えます。産別の意味については、私も意義深いもの承知しています。官製によるものでなく、ヨーロッパのように、それぞれの業界が集約した数字が賃金のベースになるというのが当たり前なのではと思います。しかし、今の3つの特賃のレベルは、地賃に追随していくのは、しんどい状況になっているのは、皆様も認めていただけないでしょうか。

もう一つ、産業の優位性についてです。それぞれの産業が切磋琢磨しながら競争しあって成長していく、経営サイドから見ると、より大きく経済に貢献することや、会社が成長するためにやっているわけで、より成長する業界に優位性があるということだと思います。

つまり、ただ単に、今の枠組みの中で、官製賃金である地賃よりも特定最低賃金が上回ればいいという、その気持ちはわかりますが、結果論だと思っています。各産別が努力し、努力と言っても、労働者側だけでなく、労使一体の努力、一体感をもって利益が出るような企業運営をしていく。もちろん賃金は重要ですが、会社は投資をしていかないと、成長性がないのです。すべてを吐き出してしまったら、会社の将来のためにはならないのではないのでしょうか。各産別で、成長していけるように投資をしていかないといけないと思っています。設備投資や研究開発費など、それらを加味して企業は成長していきますから。

その結果として、この産業はすごいよね、将来の日本を背負って立つ、海外でも競争力があるという産業は結果的に賃金も上がってくるということなのだと思います。最終的にそういうゴールを目指していけば、当然産別の数字はついてくるというものなのだと思います。

単純に地賃が上がっているから、特賃はさらにそれより上ということだけでなく、その前に、具体的な優位性の根拠を議論したいと思っています。こういう産業だから地賃より上だよなというところが納得できる説明が欲しいなと思っています。

この段階で、特賃について断定的に言い難いところもありますので、今後の議論の中で必要性については、まだ時間がありますので、しっかり考えていきたいというのが結論となります。

#### **使用者側代表委員（梶本委員）**

平野委員がおっしゃっていたことは、今の世の中もっともな話だと思います。総論は、非常に納得感があります。

しかし、実際の問題からしますと、いろいろな産業で下請け企業が多いのです。下請け企業は残念ながらまだ価格転嫁ができていません。

一つ例を出しますと、うちの会社は 40 社くらいの大企業と取引があります。初めて本社から、価格転嫁の話をして工場の購買としましたかという電話がかかってきました。国の方から、話し合いをなささいという通達が来たからだそうです。しかし残念ながら、国は、価格転嫁しなさいとは、はっきり言ってはくれません。

ですから、国民の 70% が働く中小企業の価格転嫁ができるなら、正当に物価以上の賃金を上げたい、それが雇用を守るという意味でとても大切なことだと思います。

しかし、話し合った結果、原材料費は今までも上げてくれているのですが、人件費と光熱費等加工費については、残念ながら 2、3 割しか上げてもらえませんでした。そうしますと、労働分配率がどんどん上がってしまい、鈴木委員が先ほどおっしゃっていたように、設備投資するとか、研究開発するとかが出来なくなってしまいます。先日、清水の老舗の建設会社が倒産しましたが、このままだと、おそらく、そういったことが増えるのではないかと心配しています。そういう状況であることを踏まえた議論をこの会議の中でしていただきたいと考えています。

それから、一つお話を付け加えます。日銀の静岡支店長が植田総裁からバブルを経験した経営者と話しをするようにということで、静岡県でおおよそ 300 社、うちも来まして、日銀の静岡支店長と 1 対 1 でお話をしました。バブルの時は、努力しなくても仕事が降ってわいたようにどんどんきました。今は、株がバブルの時より高くなり最高値だと言っていますが、実態は上場企業の上位の 3 社が押し上げていて、中小企業には還元されていないと感じました。また、大企業の中でも、業界第 4 位、5、6 となってくると、結構赤字企業があるのです。

そういう意味で結論を申しますと、最賃を一気に上げると淘汰が進む、そのへんの御理解いただいた議論をお願いしたいと思います。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

その他、御意見などございますでしょうか。

よろしいですね。

それでは、これらの意向を踏まえて来年度の特定最低賃金の審議を進めていくこととなるかと思っておりますので、ただいま出された意見については、事務局のほうで把握しておくようお願いします。

次に、議事2「その他」に参ります。

事務局のほうからありますか。

### 事務局（太田賃金指導官）

2点ございます。1点目は、審議日程についてです。資料番号5を御覧ください。こちらは今年度、令和5年度の審議日程の実績となります。本日も含めて本審を5回、県最賃の専門部会を3回、特定最低賃金の専門部会を9回開催という結果でした。下から3番目の本審は特賃専門部会において全会一致となったため、令第6条第5項適用により本審においても全会一致として扱うこととなったため今年度は開催されず、その下は特賃改正に係る異議審が予定されていたものですが、異議申し出がなかったことから今年度開催されなかったものです。次年度につきましても基本的には概ね同様の時期に開催されるものと思われませんが、今ほど説明いたしました本審、また、専門部会の4回目や特賃必要性の小委員会の設置開催などの可能性もございますので御留意いただければと思います。

2点目ですが、次年度最初の本審となります、第391回静岡地方最低賃金審議会の公開・非公開についてです。まず、今年度における全国の審議会の公開状況について、賃金室長から説明させていただきます。

### 事務局（横山賃金室長）

本年度の全国の最低賃金審議会における公開状況について、本省での取りまとめの資料をいただきましたので報告いたします。

資料6「令和5年度における地方最低賃金審議会の公開状況」を御覧ください。審議会の公開につきましては、6月30日に開催いたしました、本年度第1回目の審議会で御説明いたしました、中央最低賃金審議会における、目安制度の在り方に関する全員協議会報告にあります、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという観点を踏まえ、公労使3者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とする結論を踏まえて、各県の審議会で検討され、変更がなされた県が多く出ております。

まず、本審の状況ですが、審議の公開につきましては、「会議の傍聴」という欄になりますが、公労使の委員が出席した審議会においては、すべて公開した県が、静岡県のように審議の一部を非公開とした県が印、専門部会のところで出てきますが、すべての審議を非公開とした県が×印となっています。本年度、一部非公開から、すべて公開とした県が11県増え、35県になり、一部非公開の県は12県となりました。

審議の議事内容の公開については、「会議の傍聴」の右隣、「議事内容の公開」という欄になりますが、すべて議事録で公開している県が「議事録」と書かれた県になり、議事を非公開としている部分と思われませんが、静岡県のように議事録の一部を議事要旨で公開し

ている県が「議事録（一部）」とされ、議事要旨のみ公開している県が「議事要旨」と区分されています。本審につきましては、すべて議事録で公開している県が 8 県増え、41 県になりました。

異議審や表決の部分を非公開としていた県でも、本審に関しては、公開に変更した県が増えました。非公開の理由は、本県と同様、率直な意見交換の阻害が懸念されるという理由と思われます。議事録につきましても、議事録による公開の範囲を広げた県が多いようです。静岡県においても、昨年比べ、議事要旨に書いた範囲を広げ、労使の主張のポイントを増やしました。

次に、専門部会の状況ですが、専門部会の審議の公開につきましては、すべて公開している県が 1 県から 3 県に増え、一部を公開とした県は 20 県増え、38 県、静岡県のように全ての審議を非公開とした県が 22 県減り、6 県となりました。

審議の議事内容の公開については、公開の仕方に合わせ、すべて議事録で公開している県が 5 県増え、13 県、議事録による公開の範囲を増やした県が 16 県増え、28 県になりました。

一部公開とした県の多くは、部会長選任や事務局の資料説明など金額審議以外の場面のみ公開し、率直な意見交換を行う金額審議や表決の場面は、これまで通り、非公開としていたようです。専門部会の議事録につきましても、議事録による公開の範囲を広げた県が多いようです。静岡県においても、本審同様、昨年比べ、議事要旨に書いた範囲を広げ、労使の主張のポイントを増やしました。

来年度の審議会公開の御判断の参考にさせていただければと思っております。

#### **事務局（太田賃金指導官）**

改めて、第 391 回本審についてです。

例年、その年度最初の本審の議事は、

静岡県最低賃金審議会運営規定について  
静岡県最低賃金の改正決定についての諮問  
静岡県最低賃金専門部会の設置  
審議日程

などを予定しており、公開として開催するのが常となっております。来年度も、特段の事情がない限り、この最初の本審については公開となりますので、その旨御承知おき下さい。

以上です。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何か御意見や御質問などありますでしょうか。

先ほど、地方最低賃金審議会の全国の公開状況について御説明がありました。この全国  
の状況を見ますと、静岡県のこれまでの審議会の方式について、検討を加えるべき時期と  
なっているように思われます。公益委員としましては、まず本審について、多くの都  
道府県のようにしていくこと、そして専門部会については、公労、公使それぞれの意見聴  
取は従来通りとしつつ、公労使、3者の会議についてある程度公開をすすめるのが望まし  
いように考えております。次年度のはじめの方の会議でこの事項について議論していただ  
きたく存じますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

そのほか何かございますか。

よろしいですか。

それでは、本日の議題は以上となります。

最後に、局長から御挨拶を頂ければと思います。よろしく申し上げます。

### **笹労働局長**

本年度最後の審議会の結びにあたりまして、私より御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より静岡労働局の行政運営の推進につき、多大な  
御支援と御理解をいただき、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

本年度は、前年に引き続き、物価高という問題が労働者の生活や企業活動に対し大きな  
影響を及ぼす一方で、政府が掲げる「成長と分配の好循環」それから「賃金と物価の好循  
環」実現に向けた取り組みが進む中、委員の皆様におかれましては、真摯な御議論を尽く  
していただいたと考えております。その結果、静岡県最低賃金については40円、3件の  
特定最低賃金については、それぞれ33円の引上げの答申をいただき、答申通りに決定を  
させていただきました。

畑会長をはじめ、公労使それぞれの委員の皆様方には、熱心、かつ丁寧に審議を進めて  
いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

静岡労働局といたしましては、引き続き最低賃金の周知、履行確保のための監督指導に  
万全を期すると共に、答申の付則という形でいただいた、価格転嫁への取り組みや業務改  
善助成金をはじめとした各種支援策の周知広報を推進し、先日開催した、静岡版政労使会  
議でいただいた御意見も踏まえ、「パートナシップ構築宣言」の普及、継続的な賃上げに  
向けた中小企業支援に取り組んでまいります。

最後になりましたが、今年度も、最低賃金審議会を円滑に進めて参ることができたのも、  
委員の皆様方の御協力の賜物でございます。重ねて御礼申し上げます。

今後とも、静岡地方最低賃金審議会の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し  
上げ、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

### **公益代表委員（畑会長）**

局長、ありがとうございました。

改めまして、私からも一言御挨拶申し上げます。委員の皆様のおかげで、今年度、円滑に審議を進めることができました。誠にありがとうございました。皆様の御協力に会長の私からも心から御礼を申し上げ、終了といたしたいと思います。

皆様、お疲れさまでした。